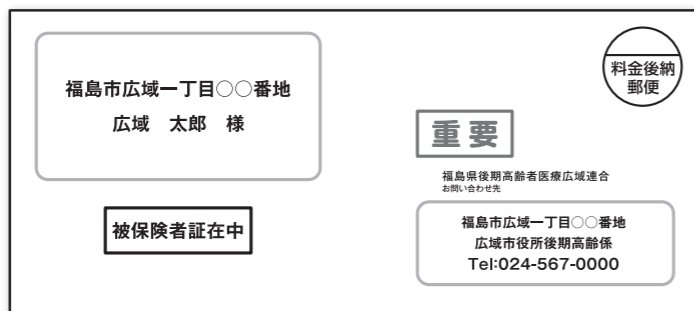


後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

平成26年8月から被保険者証が新しくなります

郵送でお送りしますので
白い封筒で
ご確認ください。



- 同封されているもの
1. 新しい被保険者証
 2. パンフレット
 3. チラシ
 4. 被保険者証カバー

後期高齢者医療被保険者証
有効期限 平成27年 7月31日

被保険者番号	12345678
住所	福島市広域一丁目〇〇番地
氏名	新 〇〇 男
生年月日	〇〇月〇〇日
資格取得年月日	〇〇月〇〇日
発効期日	〇〇月〇〇日
交付年月日	平成26年 8月 1日
一部負担金の割合	〇割
被保険者番号並びに保険者の名称及び印	0700000000 福島県後期高齢者医療広域連合 印

新しい被保険者証は
ピンク色です。

新しい被保険者証の有効期限は、平成27年7月31日です。

健康診査を受けましょう

年に一度の健康診査は、自分の健康状態を確認し、病気の早期発見や重症化予防のための大切な機会です。実施日時や場所などの詳細については、市町村によって異なりますので、お住まいの市町村の担当窓口にお問い合わせください。



ご存知ですか 「ジェネリック医薬品」

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、新薬の特許が切れたあとに販売される、新薬と同じ効果・効果を持つ医薬品の事です。一般的に新薬より安価で、皆さまの窓口負担の軽減や、医療費の抑制に繋がります。ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師・薬剤師にご相談ください。



東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示等対象地域に該当する方の平成26年度の保険料について

①避難指示区域等^(※1)及び旧緊急時避難準備区域等^(※2)の被保険者(②に該当する方を除く)の平成26年度の後期高齢者医療保険料については、平成25年度に引き続き減免いたします。

②旧緊急時避難準備区域等の上位所得層^(※3)の被保険者については、平成26年度保険料の4月分から9月分に相当する月割算定額を減免いたします。

※1. 帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、特定避難勧奨地点(ホットスポット)

※2. 旧緊急時避難準備区域及び平成26年3月31日までに指定が解除された特定避難勧奨地点(ホットスポット)

※3. 世帯に属する被保険者の所得について、収入から経費を差し引いた所得から33万円の基礎控除額を引いた残りの総所得等を合算した額が、600万円を超える世帯

注: 東日本大震災発生後、他市町村へ転出した方も対象になります。

詳しい内容については、右記の連絡先またはお住まいの市町村担当窓口へお問い合わせください。

福島県後期高齢者医療広域連合

〒960-8043 福島県福島市中町8-2 福島県自治会館2階 TEL024-528-9025(代表)